

## 受託者責任とステークホルダーの理解

公的年金でも企業年金でも、運用の担当者だけでなく年金制度の全般は受託者として、加入者や保険料負担者、受給者等に対し誠実・公平に運営されることが望まれる。善管注意義務といった概念を持ち出されることもあるし、米国の ERISA 法に基づくものと同様のフィデューシャリーデューティーが求められている。

際限のないように見える受託者責任であるが、運用に関するものに限らず、基本的な範囲は、加入者等ステークホルダーに求められるものまでと考えるのが良いだろう。ただし、年金制度全般において、一般的なステークホルダーは運用だけでなく年金の専門家でもない。時には、通俗的な誤った認識を正すことも必要であるし、理解されないものについて自制することも必要である。

通俗的な認識を正す例としては、無リスクでリターンを得るのが難しいことを知ってもらう必要がある。理解されないものの例としては、高度過ぎる運用でブラックボックス化させないことである。加入者等の理解によって、運用内容に差が生じるのである。

年金担当者の独りよがりではなく、一般的な常識を有するステークホルダーに概ね理解し納得してもらえるものまでが、受託者責任の範囲なのだと考えられる。

### 《目次》

- ・ (資産運用) : 年金資産の期首・期末残高調整表から読み解く年金資産運用
- ・ (資産運用) : 脱炭素がもたらす投資機会とリスク
- ・ (予算・税制) : 2021 年度税制改正 (主に年金関係) について